

新佐久市誕生20周年記念事業実行委員会委員公募要領

佐久市総務部総務課

次のとおり公募に係る条件その他必要な事項を定め、新佐久市誕生20周年記念事業実行委員会の委員を公募します。

1 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

名 称	新佐久市誕生20周年記念事業実行委員会
設置目的	新佐久市誕生20周年記念事業に関する事項の審議
所掌事務	(1) 記念事業の計画に関すること (2) 記念事業の推進及び運営に関すること (3) 記念事業に係る予算及び決算に関すること (4) その他記念事業等に必要な事項に関すること

2 公募の趣旨

佐久市では、政策決定過程への市民参画を促進し、広く市民の皆さんの意見を聴くことにより、総合計画や行政改革大綱に掲げる「市民協働」を実現するための手段の1つとするよう、市民の皆さんに審議会等の委員になっていただく審議会等の委員の公募制度を設けています。

新佐久市誕生20周年記念事業実行委員会は、市民及び各種団体との協働により、20周年を祝い、佐久市の魅力を発信する記念事業を実施することを目的として設置することから、同制度を適用し、委員の公募を行おうとするものです。

公募委員の皆さんには、新佐久市誕生20周年記念事業がより良いものとなるよう、市民の目線で一緒に考えていただきます。

3 公募委員数

募集人員	4人 (委員総数 22人)
------	---------------

4 申込資格

申込資格	次のすべてに該当する方に申込みの資格があります。 1 令和6年4月1日現在の年齢が満18歳以上の方
------	--

	<p>2 ①佐久市に住所を有する、②佐久市内の事業所に勤務する、③佐久市内の学校等に在学する、のいずれかに該当する方</p> <p>3 市税を滞納していない方</p> <p>4 佐久市の他の審議会等の委員となっていない方</p> <p>5 佐久市市議会議員または佐久市職員でない方</p> <p>6 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)でない方</p> <p>7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員でない方</p> <p>8 所掌する事務に関して客観的な視点から建設的な議論を行おうとする意志のある方</p>
基準日	令和6年4月1日

5 申込みに必要な書類及びその様式

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・新佐久市誕生20周年記念事業実行委員会公募委員申込書 ・「市税滞納」の確認に係る承諾書
様式	<ul style="list-style-type: none"> ・新佐久市誕生20周年記念事業実行委員会公募委員申込書 ・「市税滞納」の確認に係る承諾書

6 申込方法及び期限

申込方法	<p>別添の申込書に必要書類を添えて、次の方法により申し込んでください。</p> <p>1 持参 (市役所本庁総務課窓口)</p> <p>2 郵送 (宛先 385-8501 佐久市中込 3056 番地 総務課宛て)</p> <p>3 メール (メールアドレス somu@city.saku.nagano.jp)</p> <p>4 ファックス (ファックス番号 0267-63-1680)</p>
申込開始	令和6年3月15日(金)
申込期限	令和6年4月5日(金)

7 選考方法

選考方法	<p>申込者が募集人員を超えた場合、公開による抽選により選考します。</p> <p>なお、選考時間に遅れた場合は、棄権したものとみなします。</p> <p>1 日時 令和6年4月8日（月） 午後5時</p> <p>2 場所 佐久市役所 3階 303会議室</p>
------	---

8 選任時期及び任期

選任時期	令和6年4月下旬予定
任期	<p>選任の日から実行委員会の目的が達せられたときまで。</p> <p>（令和7年12月頃までを予定）</p>

9 委員報酬等の有無及び金額

種 別	報 酬	費 用 弁 償
有 無	有	有
金 額	<p>1日あたり6,500円</p> <p>（会議等が半日で終わる場合は、この半額）</p>	<p>旅費 1kmあたり37円</p> <p>（車で来庁する場合）</p>

※委員報酬等に関する条例等の変更により、金額が変更となることがあります。

10 その他

特記事項	<p>1 会議は平日（昼間）に開催を予定しています。</p> <p>2 申込者が募集人員に満たない場合であっても、再公募はいたしません。</p> <p>3 申込資格の有無について、関係機関等に問い合わせすることがあります。</p> <p>4 申込後、申込資格を満たさない状況となったときは任命されません。また、任命後、申込資格を満たさない状況となったときは委員を失職します。</p>
問合せ先	佐久市役所 総務課 総務係 電話番号 0267-62-3002（直通）